

会議結果報告書

令和4年11月8日

1 会議日時	令和4年8月31日、10月4日
2 場 所	議員全員協議会室
3 件 名	使用料等の見直しに関する取り組みについて
4 出席者	市長、副市長、教育長、各部長級職員、総務課長、財政課長、政策推進課長、政策推進課関係職員、関係課長
5 会議結果	<input type="checkbox"/> 案のとおり決定する <input type="checkbox"/> 一部修正の上、決定する <input type="checkbox"/> 継続して検討する <input type="checkbox"/> 案を否決する <input checked="" type="checkbox"/> 報告を了承する
6 会議内容	<p>●「受益者負担の原則」「算定方法の明確化」「経費削減に向けた取組と使用料の見直し」を基本的な考え方として見直しを行う。</p> <p>●政策部門、生活・福祉部門、産業・経済部門、教育部門の35施設について検討した。</p>

備考：会議内容を簡潔に記載すること

報告書

令和4年8月15日

部課名(総務部財政課)

1 件名	使用料等の見直しに関する取り組みについて
2 目的	令和3年度第1回行政経営戦略会議(令和3年11月10日開催)の四国ジオミュージアム管理運営事業の案件において、指示事項として使用料等は関係各課統一した考えのもと条例改正を行うことが示されたことに基づき、受益と負担の公平性を確保するため、使用料等の算定根拠を明確化し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定について見直すことを目的とする。
3 効果	受益と負担の公平性を確保し、合理的な料金設定を市民へ説明できるとともに、経費削減と集客力・稼働率の向上を意識した施設運営に資することができる。
4 現状と課題	各施設の使用料等は、平成16年合併以降において、消費税改定による見直し等は実施したものの抜本の見直しを行った事がなく、算定根拠が不明確であるとともに、徴収区分及び減免規定等について各施設の水準に格差が生じている。 また、今後の公共施設の方向性を検討するうえにおいても使用料等の在り方を整理する必要が求められている。
5 対応	令和3年11月に使用料等の基礎調査を実施し、令和4年度当初予算査定の中で各施設の実態についてヒアリングを実施するとともに、指示事項の各課統一的な考え方のもとで見直しを行うため、基本的な考え方に関する基準を定め部課長会等を通じて全庁的周知を図った。 使用料等を徴収する各施設の条例は多岐に及ぶことから、各条例間のすり合わせや均衡を図るための調整が必要不可欠であり、各条例を政策部門、生活福祉部門、産業部門、教育部門の4部門に整理したうえで各部門に事務局課を設け、令和4年5月から各部門内での調整を開始した。

	<p>令和4年6月の行政報告会において、取り組みの方向性を議会議員に説明するとともに、7月には各部門全条例について個別ヒアリングを実施し、統一的な基準に基づいた積算根拠の確認のほか、減免規定の在り方等について全体的な確認及び調整を図った。</p> <p>今後は、見直しを行う条例について、条例所管課で12月議会における条例改正の準備を進めており、周知期間を設けたうえで令和5年度からの施行に向け準備を進めている。</p> <p>統一的な基準に基づく、全庁的な見直し作業の状況について報告する。</p>									
6 スケジュール	令和5年4月1日施行									
7 関係法令等	地方自治法									
8 関係課	政策企画部、生活福祉部、福祉事務所、産業部、教育部									
9 予算関連	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">款</td> <td style="text-align: center;">項</td> <td style="text-align: center;">目</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>特定財源</td> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> </table>	款	項	目	総事業費		千円	特定財源		千円
款	項	目								
総事業費		千円								
特定財源		千円								
10 総合計画の位置づけ	政 策) 施 策) 基本事業) 事務事業名)									
11 その他										

使用料等の見直しに関する取り組みについて

1 使用料等見直しの必要性

- 公の施設における使用料及び利用料金（以下「使用料等」という。）は、施設を利用する方（以下「受益者」という。）に、受益の範囲内で負担して頂くことを基本的な考え方としています。
- しかしながら、各施設の使用料等は、H16合併以降において抜本的な見直しを行った事がなく、算定根拠が不明確であり、徴収区分及び減免規定等について、各施設の水準に差が生じています。
- 受益と負担の公平性や公正性を確保するため、使用料等の算定根拠を明確化し、市民や受益者から理解が得られる合理的な料金設定を行う必要があります。また、今後の公共施設の方向性を検討するうえにおいても使用料等の在り方を整理する必要があります。

<地方自治法>

（使用料）

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。

2 使用料等見直しの基本的な考え方

① 受益者負担の原則

受益者には、施設を利用する方と利用しない方の負担の公平を図る観点から、公の施設の運営に係る対価とし、使用料等を負担していただいているものであり、受益の範囲内において料金を設定します。また、公の施設が提供するサービスの公共性の程度に基づいて、税で負担すべき部分と利用者が負担すべき部分との均衡を図ります。

② 算定方法の明確化

公の施設の運営に係る費用（以下「原価」という。）を算出し、これを使用料等の算定根拠とします。また、税負担と受益者負担との均衡を図るため、公の施設が提供するサービスを性質別に分類し、分類毎の受益者負担割合の在り方について検討します。

③ 経費削減に向けた取組と使用料の見直し

適正な受益者負担を確保するためには、経費削減に向けた不断の取組みが重要であり、コストを削減したうえで負担を求めることが不可欠となります。施設運営に係る経費を適切に反映するため、使用料等については、概ね3年ごとに見直しを行います。ただし、指定管理者制度導入施設等では、指定管理期間や社会情勢等も考慮しながら行うこととします。

3 使用料等見直しの対象施設（各部門別）

<生活福祉部門>

- ・西予市隣保館条例
- ・西予市保健センター及び保健福祉センター条例
- ・西予市明浜健康管理センター条例
- ・西予市宇和福祉センター条例
- ・西予市老人憩の家条例 など

<産業・経済部門>

- ・西予市宇和文化の里条例
- ・四国西予ジオミュージアムの設置及び管理に関する条例
- ・西予市野村シルク博物館条例
- ・西予市城川みどりの交流館条例
- ・西予市城川緑地休養施設条例
- ・西予市城川ふるさと交流館条例 など

<教育部門>

- ・西予市図書交流館条例
- ・西予市運動公園条例
- ・西予市城川総合運動公園条例
- ・西予市営プール条例
- ・西予市営球場条例
- ・西予市社会体育施設条例
- ・西予市乙亥の里条例
- ・西予市市民憩の家条例
- ・西予市歴史民俗資料館及び郷土文化保存伝習施設条例
- ・西予市ギャラリーしろかわ条例
- ・西予市三瓶文化会館条例
- ・西予市俵津文楽会館条例 など

<政策部門>（センター化対応分含む）

- ・西予市移住交流体験施設の設置及び管理条例
- ・西予市地域づくり活動センター設置条例（仮）
- ・西予市公民館条例
- ・西予市農村改善センター条例
- ・西予市明浜町民会館条例
- ・西予市農林漁業活性化施設条例 など

4 使用料等の算定方法（案）

※この算定方法をベースに試算し、見直し協議の中で、稼働率・性質別負担割合を適用するかどうかは改めて検討します。

① 占有利用施設（会議室・ホール・調理室等） 例）1部屋当たりで徴収するもの

使用する面積に応じて、1室あたりの原価から使用料を算定します。

個人利用と併用施設の場合は、占有利用施設のみ原価を案分等により算出する必要があります。

年間利用時間は、原則として2,456時間に統一します。

$$\frac{\text{原価}}{\text{施設面積}} \div \frac{\text{年間利用可能時間}}{\text{使用貸室面積}} \times \frac{\text{稼働率}(\%)}{\text{性質別負担割合}} \quad \text{(目標値)}$$

1㎡1時間当たりの単価

② 個人利用施設（入館料・プール・テニスコート等） 例）1人当たり又は1団体当たりで徴収するもの

1人1回当たりの使用料等を算定します。

複合的施設の場合は、当該施設分の原価を案分等により算出する必要があります。

$$\frac{\text{原価}}{\text{年間利用者数}} \times \text{性質別負担割合}$$

(目標人数)

使用料を算定するうえで定めた目標人数は、目標達成しなければ収支上の影響が生じるため、目標達成の努力が求められます。

5 原価算入経費

項目	原価に算入する経費
人件費（※要検討）	施設の管理運営に直接従事する職員（会計年度任用職員を含む）
需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕（軽微なもの）、印刷製本費等 施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
役務費	通信運搬費、手数料、保険料等 施設運営、施設で提供するサービスに係るもの
委託料	清掃、警備、管理運営、機器保守等、施設運営に係るもの
使用料・賃借料	リース料等、施設運営に係るもの
その他	その他受益者が負担すべきと考えられる施設運営、施設で提供するサービスに係るもの

項目	原価に算入しない経費
大規模改修・修繕（減価償却含む）	公の施設は市民全体の財産として、誰もが受益者になり得るため
土地取得経費	土地は時間の経過等により、価値が減少しない資産のため
臨時的経費	災害時対応等、臨時的な対応に伴う経費は提供するサービスとは目的が異なるため
特定経費	受益者が特定されている経費は、特定の受益者が負担するものであるため （講座等に使用する教材費）

6 性質分類と負担割合の設定例

サービスの性質である「**必需性（選択性）**」、「**公益性（私益性）**」について、その程度を3分割し、9分類としたうえで、受益者負担割合については5段階（0% 25% 50% 75% 100%）に区分します。

	私益的	(中間)	公益的
必需的	受益者負担50%	受益者負担25%	受益者負担0% (学校・図書館)
(中間)	受益者負担75%	受益者負担50% (会議室・ホール等)	受益者負担25% 文化施設 (博物館)
選択的	受益者負担100% (トレーニング施設)	受益者負担75% (運動施設)	受益者負担50% 文化施設 (博物館以外)

※モデルとして例示するものです。 受益者負担割合の設定が適切かどうか、見直し協議の中で検討します。

7 改定ルール（基準）

項目	改定ルール（案）
算定方式	算定方式により入館料・使用料等の算定を見直します。（現行の2倍を改定上限とします。）
利用者区分	入館料・観覧料は、大人（100%）、大学生・高校生（60%相当）の2区分とします。体育施設等の使用料において、必要がある場合は、小中学生（50%相当）、幼児（25%相当）の区分を設けることができます。
時間帯区分	原則1時間あたりの単価を設定し、昼間と夜間のほか、曜日による料金格差は原則廃止します。
使用料の単位	10円単位で消費税込みとします。100円に満たない場合は100円とします。（端数切捨）
団体割引	団体割引は廃止します。
冷暖房加算	冷暖房等使用加算は廃止し、使用料に含めた料金とします。（原価算入済）
市外料金	市外の団体・個人の利用は2倍の使用料とします。（入館料を除き）
営利目的利用	営利目的利用が見込まれる施設においては、許可を得て営業又は営利目的に利用する場合は、2倍の使用料（市外の団体・個人の場合は4倍）を設定します。
減免規定	福祉、産業・経済、教育、政策の各部単位の部門で検討し、統一ルールを設けるものとします。
使用料の廃止	利用者が少なく稼働率の低い施設は、使用料の廃止のほか、施設の転用・廃止を検討します。

※基準として例示するものです。見直し協議の中で、各改定項目の内容が適当かどうか、検討します。

8 使用料見直しに係るスケジュール

